

| 随意契約の状況 | | 担当課：環境水道課 | | |
|---|--|----------------------------|---|--------------------------|
| | | 契約日：令和8年4月1日 | | |
| 件名 | 契約の概要 | 履行開始日及び 履行期限 | 契約の相手方 | 契約金額(円) 税込 (税抜) |
| 令和8年度指定容器等の管理・配送及び手数料の収納業務 | 指定容器等の管理に関する業務、指定容器等の配送に関する業務、指定容器等の手数料を収納する業務等 八雲町リサイクルセンターに直接搬入する者に対する手数料の収納業務及びデーター処理・報告に関する業務 | 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 | 二海郡八雲町 富士見町 164 番地 株式会社 久次米清掃 代表取締役 村上 敏信 | 1,471,800 (1,338,000) |
| 随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由 | | | | |
| <p>本業務は、指定容器の配送及び手数料の収納業務と住民からの持込み廃棄物の計量及び管理業務であり、じん芥収集における管理業務と一体として業務を行うことにより、円滑にかつ効率的な運営が可能となる。さらに、指定容器のデーターを共有することで、ごみ処理手数料の管理が一元化され、効率的に運営できる。選定した当該業者は、長年にわたり本業務に携わり豊富な知識と経験を有し、的確な業務を遂行してきた実績により適格者として選定した。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定による。(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> | | | | |